

鳥取県告示第698号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業横枕地区ため池等整備	平成20年2月14日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第1工区）	平成20年8月7日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第2工区）	平成20年9月17日
県営経営体育成基盤整備事業内海中地区区画整理（第3工区）	平成20年7月9日